

答申第 808 号

諮問第 1328 号

件名：個別の教育支援計画等の不開示（不存在）決定等に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別表 1 の 2 欄に掲げる文書について不存在を理由として不開示としたこと、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書を不開示としたこと及び別表 3 の 1 欄に掲げる文書の開示請求に対し同表の 2 欄に掲げる行政文書を特定して一部開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 24 年 3 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 11 月 29 日、同月 30 日及び同年 12 月 7 日付けで行った不開示決定並びに同年 11 月 30 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 別表 1 に係る不開示（不存在）決定について

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

イ 別表 2 に係る不開示決定について

愛知県情報公開条例第 7 条第 2 号、第 6 号に該当しない。

ウ 別表 3 に係る一部開示決定について

A さんが決裁した文書は存在しない。

文書特定に誤りがある。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、本件開示請求に係る 40 件の不開示決定及び 2 件の一部開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれの異議申立ても、同一の開示請求書に記載された請求内容に係る不開示決定及び一部開示決定に対する異議申立てであり、決定内容も相互に関連性が深いことから、実施機関は、当該 42 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により、別表 1 の 2 欄に掲げる文書を作成又は取得しておらず不存在であるので不開示とし、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書を不開示とし、及び別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書を特定して一部開示としたというものである。

(1) 別表 1 に係る不開示（不存在）決定について

ア 請求対象文書について

本件開示請求に係る開示請求書には、教育委員会が当事者となった訴訟である平成 22 年（行ウ）第 a 号行政文書不開示決定取消請求事件において、教育委員会が名古屋地方裁判所に提出した乙第 155 号証陳述書（補足）（以下「陳述書」という。）が添付されている。なお、陳述書には、教育委員会に平成 22 年 8 月 27 日付けで提出された行政文書開示請求書に対して、当該請求当時、愛知県立三好養護学校（以下「三好養護学校」という。）に所属した職員 A（以下「A 職員」という。）が分かる範囲で、補正を依頼する通知を行った経緯、補正依頼通知に添付した参考情報の説明等が A 職員自身によって陳述されている。

本件開示請求に係る請求項目②については、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）上の発達障害児か否かの判断を、愛知県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）を始めとする教育委員会では行わず、専ら医療機関が行っていることから、補正依頼通知に、「医師が発達障害と診断したとして保護者が申し出たものを対象としてよろしいでしょうか。」と記載した。また、本件開示請求に係る請求項目④については、補正依頼通知において、「A さんが行政文書開示請求に対して決裁をした文書のうち、開示・不開示の決定をした決裁文書でよろしいでしょうか。」と記載の上、「もし、回答期限までに何らのご連絡もない場合は、上記についての開示請求と理解し、情報公開事務を進めていきます。」と異議申立人に補正の依頼を行ったが、回答期限までに異議申立人から何ら連絡がなかった。

よって、本件開示請求に係る請求項目②及び④に係る対象文書は、教育委員会学習教育部特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という。）及び特別支援学校が管理する文書のうち、医師が発達障害と診断したとして保護者が申し出た児童についての、平成 19 年度から平成 22 年度までの個別の教育支援計画及び A 職員が開示請求に対して決裁又は起案をした文書のうち、開示・不開示の決定をした平成 19 年度から平成 23 年度までの決裁文書と解した。

イ 別表 1 の 2 欄に掲げる文書の存否について

個別の教育支援計画は、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、

医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について、特別支援学校、特別支援学級等が中心となって策定する計画であり、医療機関との相談記録、幼児児童生徒や家族の希望、関係機関の具体的支援・連携等が具体的かつ詳細に記載されている。

仮に、特別支援教育課が特別支援学校に対し、日常の学校運営又は幼児児童生徒に対する教育的支援を始めとする教育活動について具体的な指示を行っているとすれば、特別支援学校が行っている日常の学校運営又は教育的支援について本庁各課が把握する必要性が生じることが考えられることから、特別支援学校が作成及び管理をしている個別の教育支援計画を、特別支援教育課が入手している可能性があった。

しかし、特別支援学校の校長は、校務をつかさどる（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 37 条第 4 項、第 49 条及び第 82 条）こととされるなど、日常の学校運営又は教育活動については、相当程度、自律的に行われることが予定されていることもあり、特別支援教育課は特別支援学校に対する指導も含めて、具体的な教育活動を行っていない。

よって、特別支援教育課は、特別支援学校が行っている日常の学校運営又は教育的支援について把握する必要はなく、特別支援教育課が特別支援学校に日常の学校運営又は教育的支援の具体的な内容について、何らかの報告を求めることはない。

また、特別支援教育課の職員が、仮に、何らかの研修会等に参加し、その研修会等の配付資料に別表 1 の分類 1 の請求項目②に係る文書に該当するものがあり、当該文書を受け取った場合も考えられたため、念のため特別支援教育課において探索したが、やはり同表の分類 1 の請求項目②に係る文書は存在しなかった。

なお、愛知県立豊川養護学校本宮校舎（以下「豊川養護学校本宮校舎」という。）及び愛知県立みあい養護学校は平成 21 年度開校であることから、前記 2 校における平成 19 年度及び平成 20 年度の別表 1 の分類 2 の請求項目②に係る文書は当然存在しない。

また、A 職員については、平成 19 年度は愛知県立港養護学校（以下「港養護学校」という。）の職員として、平成 20 年度から平成 22 年度までは三好養護学校の職員として、平成 23 年度は愛知県立安城養護学校（以下「安城養護学校」という。）の職員として勤務しており、特別支援教育課はもちろん、前記 3 校を除く特別支援学校には所属していない。

なお、港養護学校に対する開示請求に係る文書は 3 年保存とされていることから、本件開示請求日である平成 24 年 3 月 21 日時点では、港養

護学校が管理する平成 19 年度の当該文書は既に廃棄されている。

念のため、特別支援教育課並びに三好養護学校及び安城養護学校を除く特別支援学校において探索したが、やはり別表 1 の分類 1 及び分類 3 の請求項目④に係る文書は存在しなかった。

以上のことから、特別支援教育課並びに三好養護学校及び安城養護学校を除く特別支援学校は、別表 1 に係る文書を作成又は取得していない。

(2) 別表 2 に係る不開示決定について

ア 別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書の特定について

別表 2 に係る行政文書は、前記(1)アに記載のとおり、特別支援学校が管理する文書のうち、医師が発達障害と診断したとして保護者が申し出た児童についての、平成 19 年度から平成 22 年度までの個別の教育支援計画と解し、当該計画を管理している各特別支援学校において特定した。

なお、別表 2 の分類 3 の 2 欄に記載の特別支援学校（14 校）は、障害種別が^{ろう}盲、聾及び肢体不自由の特別支援学校であり、発達障害と診断された幼児児童生徒が在籍しているとは限らないことから、仮に各特別支援学校を単位として、文書の存否を明らかにした開示決定等を行えば、開示するか否かにかかわらず、当該各特別支援学校において、発達障害と診断された幼児児童生徒が在籍し又は在籍していたか否かという条例第 7 条第 2 号に該当する情報が公とされてしまう。よって、前記 14 所属の特別支援学校が管理する別表 2 に係る対象行政文書を、特別支援教育課が一括して特定した。

イ 別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書の条例第 7 条第 2 号該当性について

別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書には、幼児児童生徒の氏名、性別、学年、学校名、生年月日、現住所、家族構成、家庭環境、入学前の情報、本年度までの情報、障害の種類及び程度、行動等の特徴、健康状態、学習状況、身辺処理能力並びに手帳の有無、作成者、保護者及び担任の氏名、医療機関との相談記録、関係機関の具体的支援・連携、相談指導記録、長期目標、支援の手だて、指導の目標、主な指導場面、具体的支援、幼児児童生徒や家族の願い、相談内容及び理由、特別支援学校の所見等が具体的かつ詳細に記載されており、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。よって、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書はいずれも、法令若しくは条例

の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イに該当しない。また、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロにも該当しない。

さらに、公務員の職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

したがって、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

ウ 別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書の条例第 7 条第 6 号該当性について

別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書はいずれも、障害を有する実在の幼児児童生徒の特徴的な言動、健康、家庭環境、願い、保護者の希望及び相談内容、関係機関の具体的支援・連携・評価等の観点から観察した障害の実態等が、幼児児童生徒本人、保護者等の率直な心情や関係者の忌憚^{たん}のない意見も交えながら、具体的に記載されている。例えば、他の幼児児童生徒から具体的なからかいを受けたことや嫌がらせを受けたこと、あるいは当該幼児児童生徒の自傷行為等の具体的内容が記載されていたり、当該幼児児童生徒の対応に疲れ果てた保護者が、心を許している教員の前で、自己の育て方を責め、子の前から逃げ出したいなどといった心情をありのままに記載していたりするものもある。

よって、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書に記載されている内容は、幼児児童生徒本人及びその保護者が、通常他人に知られたいと考える内容が記載されていることから、特別支援教育以外の目的で第三者に提供されることを想定していない性質のものである。にもかかわらず、仮に別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書が公となれば、幼児児童生徒本人の自尊心が傷つけられ、意欲や向上心を失うおそれがあるのみならず、今後、幼児児童生徒本人、保護者等の関係者は県立学校に対して、率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちょ}し、また作成者である県立学校は、開示されることを意識して抽象的又は画一的に表現することとなり、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書を具体的かつ詳細に記載することが困難となる。そうすると、長期的な視点に立って、一貫して的確に教育的支援を行うことや幼児児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応した特別支援教育を行うことができなくなるおそれがあり、結果として、教育委員会の教育指導事務及び学校運営事務の遂行に支障が生じるおそれがある。

したがって、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(3) 別表 3 に係る一部開示決定について（同表の 2 欄に掲げる行政文書の特

定について)

別表 3 に係る対象文書は、前記(1)アに記載のとおり、A 職員が開示請求に対して決裁又は起案をした文書のうち、開示・不開示の決定をした平成 19 年度から平成 23 年度までの決裁文書と解し、三好養護学校及び安城養護学校において、A 職員が開示請求に対して決裁した全ての文書を特定した。

その内訳は、起案文、通知案及び開示請求書で構成されている。

起案文は、担当者が決裁を得るための書類で、起案者氏名、標題、決裁者等の氏名、伺い文等が記載されている。

通知案は、教育委員会が開示請求者に対して行う開示決定等を通知する文書の案であり、標題、決定した日付、宛先、決定所属、公印の印影、行政文書の名称、開示を実施する日時及び場所、開示の実施の方法、開示の実施に要する費用の額、開示しないこととした部分、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由、担当課等、教示等が記載されており、そのうち開示しないこととした部分は、個人の氏名である。

開示請求書は、前記開示決定等に係る開示請求書であり、標題、日付、宛先、個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号及び FAX 番号、請求内容、開示の実施の方法等が記載されており、そのうち開示しないこととした部分は、個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号及び FAX 番号である。

なお、開示請求に対して三好養護学校が開示決定等を平成 20 年度に行った事例がないことから、平成 20 年度には三好養護学校が開示・不開示の決定を行っておらず、当然、当該決定に係る決裁文書は存在しない。

(4) 異議申立人の主張について

ア 別表 3 に係る異議申立書の異議申立ての趣旨及び理由によれば、開示請求に対する文書特定に誤りがある旨述べているのみであることから、不開示情報該当性については、異議申立ての対象とはなっていないと解されるが、念のため、不開示情報該当性についても、以下において説明する。

イ 別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書の条例第 7 条第 2 号該当性について

別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書において、今回不開示としたもののうち、個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号及び FAX 番号（以下「個人の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、個人の氏名等は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イに該当しない。また、人の生命等を保護するため公

にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロにも該当しない。

さらに、個人の氏名等は、公務員の職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

以上のことから、個人の氏名等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

- ウ 異議申立人は、別表 3 に係る異議申立書において「A さんが決裁した文書は存在しない 文書特定に誤りがある」と主張しているが、前記(1)及び(3)に記載のとおり、同表の 2 欄に掲げる行政文書は存在するし、当該文書の他に、同表の請求項目に該当する文書は存在しないため、同欄に掲げる行政文書の特定において誤りはないと考える。

5 審査会の判断

(1) 別表 1 に係る不開示（不存在）決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、別表 1 の 2 欄に掲げる文書の存否について、以下判断するものである。

イ 別表 1 の 2 欄に掲げる文書について

別表 1 の 2 欄に掲げる文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

ウ 別表 1 の 2 欄に掲げる文書の存否について

(ア) 別表 1 の分類 1 の請求項目②及び分類 2 に係る文書について

実施機関によると、個別の教育支援計画は、障害のある幼児児童生徒一人一人について、特別支援学校、特別支援学級等が中心となって策定する計画であるとのことである。

また、学校教育法において特別支援学校の校長は校務をつかさどることとされるなど、特別支援学校が行っている日常の学校運営又は教育活動については、相当程度、自律的に行われることが予定されていることもあり、特別支援教育課は、特別支援学校に対する指導も含めて具体的な教育活動を行っておらず、特別支援学校が行っている日常

の学校運営又は教育的支援について把握する必要はなく、その具体的な内容について何らかの報告を求めることはないとのことである。

なお、豊川養護学校本宮校舎は、平成 21 年度開校であることから、別表 1 の分類 2 に係る文書は存在しないとのことである。

特別支援教育課が具体的な教育活動を行っておらず、特別支援学校に日常の学校運営又は教育活動の具体的な内容について報告を求めることがなく、また、豊川養護学校本宮校舎が平成 21 年度開校であるのであれば、別表 1 の分類 1 の請求項目②及び分類 2 に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

(イ) 別表 1 の分類 1 の請求項目④及び分類 3 に係る文書について

実施機関によると、A 職員は、平成 19 年度は港養護学校、平成 20 年度から平成 22 年度までは三好養護学校、平成 23 年度は安城養護学校の職員として勤務しており、平成 19 年度から平成 23 年度までに特別支援教育課及びこれらの特別支援学校を除く特別支援学校には所属していないとのことである。

また、港養護学校における開示請求に係る文書は 3 年保存とされていることから、本件開示請求日である平成 24 年 3 月 21 日時点では、港養護学校が管理する平成 19 年度の当該文書は既に廃棄されているとのことである。

A 職員が平成 19 年度から平成 23 年度までに特別支援教育課及び前記の特別支援学校を除く特別支援学校には所属しておらず、また、港養護学校における開示請求に係る文書の保存期間が 3 年とされているのであれば、別表 1 の分類 1 の請求項目④及び分類 3 に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

(ロ) 以上のことから、別表 1 の 2 欄に掲げる文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。また、他に同欄に掲げる文書が存在するとうかがわれる事情も推認することはできない。

(2) 別表 2 に係る不開示決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されること

のないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

イ 別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書について

別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書は、特別支援学校が管理する平成 19 年度から平成 22 年度までの個別の教育支援計画のうち、医師が発達障害と診断したとして保護者が申し出た児童についてのものであり、その記載内容は、前記 4(2)イ及びウで実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして、その全てを不開示としている。

ウ 条例第 7 条第 2 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書、すなわち個別の教育支援計画が同号に該当するか否かを、以下検討する。

(イ) 当審査会において、実施機関から提出された個別の教育支援計画を見分したところ、個別の教育支援計画は、いずれも障害を有する実在の幼児児童生徒の障害の実態等が、保護者等の心情や関係者の意見も交えながら、具体的にかつ詳細に記載されたものであると認められることから、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

よって、個別の教育支援計画は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

個別の教育支援計画は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないと認められることから、同号ただし書イには該当しない。また、個別の教育支援計画が、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないこと

は明らかである。

- (ウ) 以上のことから、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

エ 条例第 7 条第 6 号該当性について

- (ア) 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

- (イ) 個別の教育支援計画を公にすれば、保護者等及び関係者が県立学校に対して、率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}し、また、作成者が開示されることを意識して抽象的又は画一的に表現することになり、結果として、教育委員会の教育指導事務等の遂行に支障を生じるおそれがあると認められる。

以上のことから、別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(3) 別表 3 に係る一部開示決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、以下判断するものである。

イ 別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書について

別表 3 に係る開示請求の内容は、同表の 1 欄のとおりであり、実施機関は、前記 4(3)で述べた理由により、同表の 2 欄に掲げる行政文書を特定したとのことである。

そして、実施機関は、異議申立書に記載された異議申立ての趣旨及び理由によれば、別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書の不開示情報該当性については異議申立ての対象とはなっていないと解釈したとのことである。この実施機関の解釈については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されているところ、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたが異議申立人から意見はなく、意見

陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答がなかったことからすれば、実施機関の解釈に誤りはないものと認められる。

よって、以下では、実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを検討することとする。

ウ 別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書の特定について

本件開示請求に係る請求項目④は、前記 4(1)アで実施機関が説明するとおり、特定の職員が開示請求に対して決裁又は起案をした平成 19 年度から平成 23 年度までの決裁文書のうち、開示又は不開示の決定をしたものを求めるものである。

実施機関によると、異議申立人は、別表 3 に係る異議申立書において「A さんが決裁した文書は存在しない 文書特定に誤りがある」と主張しているが、同表の 2 欄に掲げる行政文書は存在し、当該文書の他に、三好養護学校及び安城養護学校において本件開示請求に係る請求項目④に該当する文書は存在しないとのことである。

当審査会において、実施機関から提出された別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書を見分したところ、A 職員が開示請求に対する開示・不開示の決定について起案又は承認をしていることが認められた。

したがって、別表 3 の 2 欄に掲げる行政文書を特定したとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

エ 以上のことから、別表 3 の 1 欄に掲げる文書の開示請求に対し、実施機関が同表の 2 欄に掲げる行政文書を特定して一部開示としたことに誤りはないものと認められる。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1 (不開示 (不存在) 決定)

1 分類	2 開示請求の内容	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 担当課等
分類 1	特別支援学校 特別支援教育課に対する開示請求 ②個別の教育支援計画 (発達障害者支援法上の発達障害児のもの) H19 年度～H22 年度 ④A さんが開示請求書に対する行政文書の開示・不開示の判断をしたことがわかる文書 H19 年度～H23 年度	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	特別支援教育課
分類 2	特別支援学校 特別支援教育課に対する開示請求 ②個別の教育支援計画 (発達障害者支援法上の発達障害児のもの) H19 年度～H20 年度	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	豊川養護学校本宮校舎
分類 3	特別支援学校 特別支援教育課に対する開示請求 ④A さんが開示請求書に対する行政文書の開示・不開示の判断をしたことがわかる文書 H19 年度～H23 年度	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	名古屋盲学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	岡崎盲学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	名古屋聾 ^{ろう} 学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	千種聾 ^{ろう} 学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	豊橋聾 ^{ろう} 学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	岡崎聾 ^{ろう} 学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	一宮聾 ^{ろう} 学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	みあい養護学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	一宮東養護学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	半田養護学校
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	半田養護学校桃花校舎
	同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	春日台養護学校

同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	豊川養護学 校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	佐織養護学 校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	春日井高等 養護学校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	豊田高等養 護学校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	名古屋養護 学校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	港養護学校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	豊橋養護学 校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	岡崎養護学 校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	一宮養護学 校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	ひいらぎ養 護学校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	小牧養護学 校
同上	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	大府養護学 校

別表 2 (不開示決定)

1 分類	2 行政文書の名称	3 不開示決定日	4 異議申立日	5 担当課等
分類 1	個別の教育支援計画 (平成 21 年度及び平成 22 年度)	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	みあい養護 学校
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	豊川養護学 校本宮校舎
分類 2	個別の教育支援計画 (平成 19 年度～平成 22 年度)	平成 24 年 11 月 29 日	平成 24 年 12 月 14 日	一宮東養護 学校
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	半田養護学 校
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	半田養護学 校桃花校舎
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	春日台養護 学校
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	豊川養護学 校
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	安城養護学 校
	同上	平成 24 年 11 月 29 日	平成 24 年 12 月 14 日	佐織養護学 校
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	三好養護学 校
	同上	平成 24 年 11 月 29 日	平成 24 年 12 月 14 日	春日井高等 養護学校
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	豊田高等養 護学校
	同上	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 14 日	大府養護学 校
	名古屋盲学校、岡崎盲学校、名古屋聾学 校、千種聾学校、豊橋聾学校、岡崎聾学 校、一宮聾学校、名古屋養護学校、港養 護学校、豊橋養護学校、岡崎養護学校、 一宮養護学校、ひいらぎ養護学校及び小 牧養護学校分 個別の教育支援計画 (平成 19 年度～平成 22 年度)	平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 12 月 28 日	特別支援教 育課

別表 3（一部開示決定）

1 開示請求の内容	2 行政文書の名称	3 一部開示 決定日	4 異議申立 日	5 担当課等
特別支援学校 特別支援 教育課に対する開示請求 ④A さんが開示請求書に 対する行政文書の開示・ 不開示の判断をしたこと がわかる文書 H19 年度～H23 年度	開示・不開示の決裁文書 （平成 21 年度及び平成 22 年度）	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 28 日	三好養護学 校
同上	開示・不開示の決裁文書 （平成 23 年度）	平成 24 年 11 月 30 日	平成 24 年 12 月 28 日	安城養護学 校

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.11.20	諮問
27. 3. 20	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 3. 27	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 9. 25 (第 468 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 3. 7 (第 483 回審査会)	審議
28. 8. 8 (第 496 回審査会)	審議
28.11.24	答申